

《入所選考（利用調整）・点数について》

入所選考（利用調整）について

入所選考は、保育の必要性の認定を受けた方について、「保育の利用選考基準」(19~22 ページ)に基づき行われます。(本手引きにおいて、入所選考について選考・利用調整と記載している箇所があります。)

入所選考の方法は、保育の必要な度合いを保護者・事由に応じた基本点数と、世帯や児童の状況などに応じて加点・減点する調整点数を合算し、その合計点数の高い方から優先順位を決定します。合計点数が同じ場合は、保育施設の希望順位などにより優先順位を決定します(20・22 ページの下部参照)。

入所選考内定後、保育施設・事業者と利用契約を交わすことで、入所・入園が確定します。

採点の仕方（基礎点+調整点）

保護者基本点数の合計
(R7 年度：19 ページ参照)
(R8 年度：21 ページ参照)

+

該当する調整点数の合計
(R7 年度：20 ページ参照)
(R8 年度：22 ページ参照)

=

合計点数にて
入所選考を実施

内定が出る順番

①選考点数の高い順

↓ 同点の場合

②希望順位の高い順

↓ 同順位の場合

【例1】

○○保育所
Aさん 60点 第1希望
Bさん 61点 第6希望
⇒ Bさんが内定。
(点数の高い方が優先)

【例2】

△△認定こども園
Cさん 60点 第1希望
Dさん 60点 第2希望
⇒ Cさんが内定。
(同点の場合、希望順位の
高い方が優先)

点数も希望順位も同じ場合は、

- ③兄弟姉妹が希望保育施設に入所している方を優先
 - ④1号認定利用施設で利用（予定）がない方を優先
 - ⑤世帯の合計所得の低い方を優先（※課税情報が確認できない場合、不利となります）
- の順で優先順位を決定(20・22 ページの下部にも記載)。

複数の希望施設で内定ができる点数等の場合

希望順位の最も高い施設のみが内定となり、それ以外の希望施設は内定となりません（他の児童が内定となります）。

※複数施設が内定となり、そこから入園先を選んでいただくものではございません。

【例3】

Eさん 70点
第1希望 内定圏内
第2希望 内定圏内
第3希望 内定圏外
⇒ 第1希望のみが内定。
(第2・第3は他児童が内定)

認定こども園（教育〔1号〕・保育〔2・3号〕両方の定員設定のある施設）を希望する方へ

保育〔2・3号〕は、市窓口に申し込みいただき、入所選考を経て、内定が決まります。

教育〔1号〕は、民間施設の場合は各施設へ直接お申し込みください。公立施設の場合は保育幼稚園事業課へお申し込みください（ただし、翌年度4月入園は各公立施設でのお申込みとなります）。※8 ページ参照

入園後に認定区分の変更を希望する場合、それぞれ次のような手続きが必要になります。

① 1号認定 ⇒ 2号認定へ変更を希望する場合

1号で入園後に2号への変更を希望される場合は、市の入所選考を経ていただくことになるため、市窓口への申し込みが必要です。入所選考時は、優先的に利用ができるよう加点(+150点)がつきます。ただし、施設の受け入れに限りがあるため、入所選考時にすでに受入上限一杯である場合などにおいて、認定区分の変更をお受けできることがありますので、予めご了承ください。

※申込の流れについては9~11 ページを、必要書類については12~15 ページをご参照ください。

※申込締切日（選考基準日）時点で満3歳児クラスに在籍している児童（年度途中で3歳に達した児童）は、加点対象とはなりません。

② 2号認定 ⇒ 1号認定へ変更を希望する場合

施設にご相談の上、下記2点を提出してください（期限：変更希望月の前月末日（土日祝はその前日））

- 「退園（異動）届」→ 在籍施設へ
- 「教育・保育給付認定申請書」→ 市窓口（保育幼稚園事業課）へ

小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）を希望する方へ <卒園時の4月選考について>

小規模保育事業所等は0～2歳児までの保育となるため、2歳児クラス在籍時に、翌年度以降（3歳児クラス以降）の入所申込をいただき、再度、市の入所選考を経ていただくことになります。

申込手続き・入所選考の種類・小規模等在籍児童のメリット（優先枠・優遇加点）等は、下記のとおりです。

- 申込時期：2歳児クラスの10月上旬ごろ
- 申込窓口：在籍されている小規模保育事業・事業所内保育事業所（※従業員枠は対象外）
※在籍施設への申込後、希望施設の変更などあれば、保育幼稚園事業課窓口にて手続き可能です。
※事業所内保育事業所は、地域枠での在籍児のみが対象です（従業員枠は対象外）。
- 選考種類：①優先受入枠選考、②一般枠選考の2種類
※両選考は併願可能です。ただし、優先受入枠選考にて内定が決定した時点で内定先が確定し、一般枠選考は実施されませんので、ご注意ください。
※保育要件が「求職活動」の方は、優先受入枠のみが対象となります（優先受入枠にて待機の場合は、一般枠の2次選考に進んでいただくことになります）。
- 選考結果：両選考の結果は、翌年2月初旬ごろに、同じタイミングで郵送通知されます。（そのため、優先受入枠選考の結果を待って、一般枠選考の希望施設を変更すること等はできません。）

<2種類の小規模等卒園児向け入所選考の内容詳細>

① 優先受入枠選考（連携施設・公立保育所等を希望）

小規模保育事業等を卒園される児童のみを対象とした選考です。

※ この優先受入枠の利用調整は、②一般枠選考に先立って実施されます。

※ 本利用調整において内定が決定した時点で内定先が確定し、②一般枠選考は実施されません。

※ 連携施設（優先受入枠）は31～32ページを参照してください。

※ 連携施設（優先受入枠）の有無に関わらず、公立保育所・公立認定こども園・富田認定こども園の優先受入枠へ申込が可能です（小規模保育事業所等に同一法人の完全連携施設がある場合を除く）。33ページ参照。

※ 事業所内保育事業所は、地域枠の在籍児のみが対象です（従業員枠は対象外）。

② 一般枠選考（優先枠選考で待機となった場合、及び、一般枠選考のみを申し込んだ場合）

小規模保育事業所等の卒園児については、一般枠選考及び2次選考以降の利用調整において加点（+8点）されます。

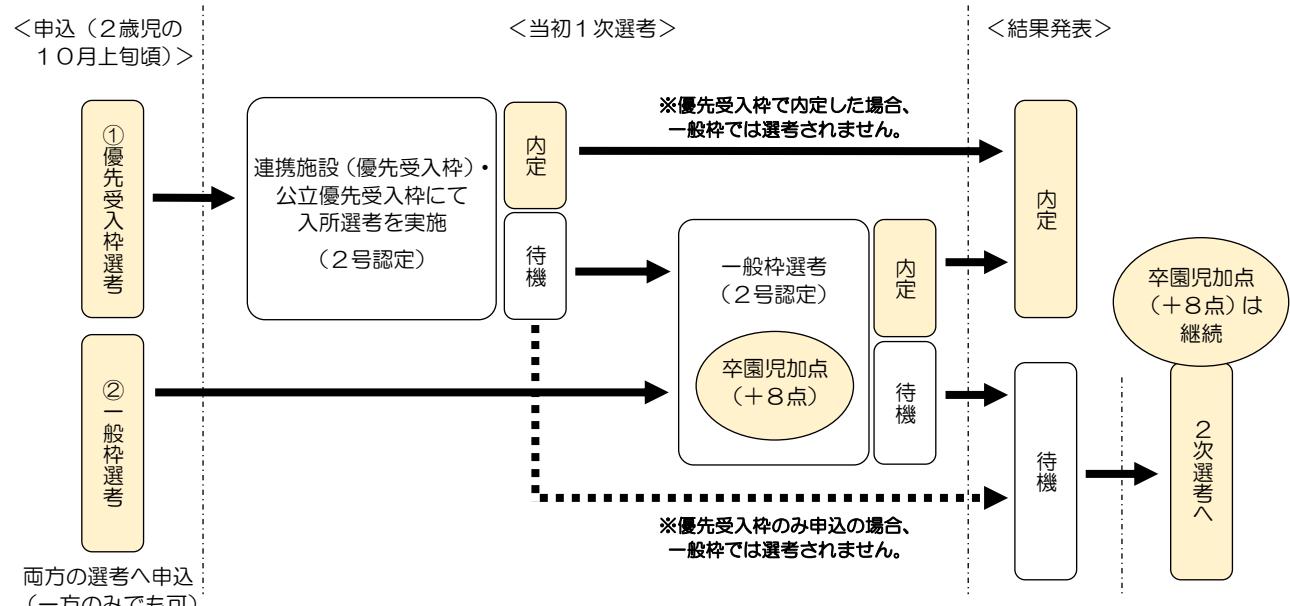
※ 事業所内保育事業所は、地域枠の在籍児のみが加点（+8点）の対象です（従業員枠は対象外）。

※ 認可保育施設に入園された場合、その後の申込（転所申請等）に本加点（+8点）は付きません。

<その他施設（幼稚園・認定こども園1号・企業主導型保育事業等）を希望される場合>

公立・私立幼稚園、認定こども園1号、企業主導型保育事業所等の募集要項に応じて、期日までに直接施設へ（公立の場合は市へ）申し込みください。※8、27～28、30ページ参照

小規模保育事業所等卒園時の当初選考（4月選考）の流れ



その他施設（公立・私立幼稚園、認定こども園1号、企業主導型保育事業所等）をご希望される場合は、別途お申込みください。